



平成 20 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 朝日放送株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 西村 嘉郎
コ ー ド 9 4 0 5 大証（市場第 2 部）
本 社 所 在 地 大阪市北区大淀南二丁目 2 番 48 号
問 合 せ 先 総務局長 倉田 光
T E L (06) 6458-5321

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 6 月 26 日開催予定の第 81 回定時株主総会において下記の通り、定款の一部変更について付議いたしますのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 経営環境の変化やその時々取締役の構成に応じて取締役副会長、取締役相談役を臨機応変に選定することを可能とするため、第 24 条（代表取締役および役付取締役）を修正するものです。
- (2) 補欠監査役の選任決議の有効期間については、決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとされていますが、定款に別段の定めをすることにより延長することが可能となりますので、その期間を選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとし、また、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするため、第 30 条（選任）および第 31 条（任期）を修正するものです。

2. 変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会 （代表取締役および役付取締役） 第 24 条 取締役会は、その決議によって取締役 会長 <u>1</u> 名、取締役社長 1 名、取締役副 社長、専務取締役 <u>および</u> 常務取締役各 若干名を選定することができる。	第 4 章 取締役および取締役会 （代表取締役および役付取締役） 第 24 条 取締役会は、その決議によって取締 役会長、 <u>取締役副会長</u> 、取締役社長 各 1 名、取締役副社長、専務取締役、 常務取締役 <u>および</u> 取締役相談役各若 干名を選定することができる。

<p>代表取締役は、取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長および専務取締役のうちから選定する。</p>	<p>代表取締役は、取締役会の決議によって、取締役会長、<u>取締役副会長</u>、取締役社長、取締役副社長および専務取締役のうちから選定する。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (選任) 第30条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (選任) 第30条 監査役および<u>補欠監査役</u>の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 <u>補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期) 第31条 (現行どおり)</p> <p><u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期および補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>

以 上